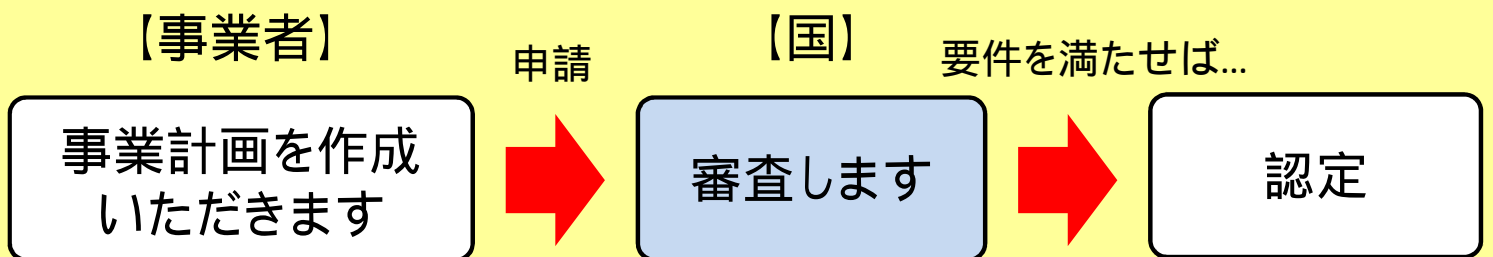


事業再構築等に取り組む方々へ

事業者の前向きな取組を強力に支援します！

事業者が産活法()に基づく事業再構築計画等を作成し、国の認定を受けると、税制優遇、金融等の支援を受けることができます。



産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法

認定を受けると使える主な支援制度

税 制

設備投資額を初年度に全額償却(損金算入)が可能となります
登録免許税が軽減されます(通常0.7%→0.35%に軽減等)
不動産取得税が軽減されます(通常3%→2.5%に軽減等) 等

金 融

中小企業基盤整備機構の債務保証(融資額:50億円、保証割合:原則50%)
(信用保証協会の保証枠では対応できない事業者が対象。認定とは別に中小機構による審査が必要) 等

申請窓口・お問い合わせ先

申請窓口は、取り組む事業再構築等に係る事業を所管する省庁です。
 複数の省庁にまたがる場合は、主な事業を所管する省庁にまず御相談ください。
 経済産業省所管の事業については、企業規模に応じて、全国9カ所の地方経済産業局での手続きもできます。

申請書は経済産業省ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.meti.go.jp/sankatsuhou/>)

その他、ご不明な点がありましたら、経済産業省産業再生課にお気軽にご相談ください。

省庁	担当分野	申請窓口・お問い合わせ先	TEL
経済産業省	全体	産業再生課	03-3501-1560
	製造業、流通・小売業など		
	中小機構の債務保証、出資円滑化	産業資金課	03-3501-1676
地方 経済 産業 局	北海道経済産業局	地域経済部地域経済課	011-709-1782
	東北経済産業局	地域経済部産業支援課	022-221-4882
	関東経済産業局	地域経済部新規事業課	048-600-0276
	中部経済産業局	産業部産業振興課	052-951-0520
	近畿経済産業局	産業部創業・経営支援課	06-6966-6014
	中国経済産業局	地域経済部地域経済課	082-224-5684
	四国経済産業局	地域経済部新規事業室	087-811-8521
	九州経済産業局	地域経済部地域経済課	092-482-5430
	沖縄総合事務局	経済産業部地域経済課	098-866-1730
金融庁	金融機関など	監督局総務課	03-3506-6000
警察庁	警備業など	生活安全企画課	03-3581-0141
総務省	通信・放送業など	情報流通振興課	03-5253-5748
財務省	酒造業など	国税庁酒税課	03-3581-4161
厚生労働省	医薬品製造業など	医政局経済課	03-5253-1111
農林水産省	食品産業など	食品産業企画課	03-3502-8111
国土交通省	建設業、運輸業など	建設市場整備課・政策課	03-5253-8111
環境省	廃棄物処理業など	廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	03-5501-3156

経済産業省 経済産業政策局 産業再生課

〒100-89801 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-0501-1511(代表)

TEL 03-3501-1560(直通)

<http://www.meti.go.jp/sankatsuhou/>